

ID: 29

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	分担金の減免等
例 規 名根 拠条項	県営土地改良事業分担金徴収条例 第5条
例 規 番 号	昭和49年条例第48号

## 【基準】

第5条の規定による。

(分担金の減免等)

第5条 天災地変、その他特別な事由がある場合において必要があると認めるときは、分担 金を減免し、又はその徴収を延期することができる。

標準処理期間 15日

備考

設定年月日 令和3年4月7日 最終変更年月日 年 月 日 担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	利用の許可
例 規 名根 拠条項	真岡市農産物販売交流施設いがしらの設置及び管理条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第29号

## 【基準】

第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。

(利用の許可)

- 第7条 農産物、加工品その他工芸品等(以下「農産物等」という。)を販売するために販売 交流施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。
  - (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。
- 3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(公の施設の利用の制限)

- 第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。
- 2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

標準処理期間	3日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	利用の許可
例 規 名根 拠条項	真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成21年条例第14号

## 【基準】

第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。

(利用の許可)

- 第8条 農産物、加工品その他工芸品等(以下「農産物等」という。)を販売するために尊徳物産館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。
  - (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。
- 3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(公の施設の利用の制限)

- 第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。
- 2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	 日	
DC /C   T /1   I	11/10 1 1 1 1 1	双心久又十八日		71	Н	